

改 正 後	改 正 前
第 4 条の 3 《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (用語の意義) 4 の 3—1 この措置法第 4 条の 3 関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(16) (省略) (17) 利子等 措置法令第 2 条の 27 《財産形成年金貯蓄の範囲》に規定する定期預金、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の受益権若しくは公社債投資信託以外の公募証券投資信託の受益権に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第 4 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する差益をいう。 (18)・(19) (省略) 第 41 条の 9 《懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等》関係 (利子等が非課税とされる預貯金等に係る懸賞金等に対する源泉徴収) 41 の 9—1 所得税法第 10 条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》、措置法第 4 条の 2 《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》又は同法第 4 条の 3 《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》等の規定によりその利子等が非課税とされる預貯金等を対象として行われるくじ引等により支払等が行われる措置法第 41 条の 9 第 1 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等（以下 41 の 9—4 までにおいて「懸賞金等」という。）については、措置法第 41 条の 9 の規定の適用があることに留意する。	第 4 条の 3 《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (用語の意義) 4 の 3—1 この措置法第 4 条の 3 関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(16) (省略) (17) 利子等 措置法令第 2 条の 27 《財産形成年金貯蓄の範囲》に規定する定期預金、<u>定額郵便貯金</u>、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の受益権若しくは公社債投資信託以外の公募証券投資信託の受益権に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第 4 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する差益をいう。 (18)・(19) (省略) 第 41 条の 9 《懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等》関係 (利子等が非課税とされる預貯金等に係る懸賞金等に対する源泉徴収) 41 の 9—1 所得税法第 9 条の 2 《<u>障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税</u>》、<u>同法</u>第 10 条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》、措置法第 4 条の 2 《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》又は同法第 4 条の 3 《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》等の規定によりその利子等が非課税とされる預貯金等を対象として行われるくじ引等により支払等が行われる措置法第 41 条の 9 第 1 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等（以下 41 の 9—4 までにおいて「懸賞金等」という。）については、措置法第 41 条の 9 の規定の適用があることに留意する。